

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 五月 一日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
千医 五九〇三二	佐藤 誉	令和 七年 三月三十一日
千医 五九〇三三	須藤 佳音	令和 七年 三月二十九日
千医 五九〇三四	五十嵐 萌子	令和 七年 三月三十一日
千医 五九〇三五	瀨本 里菜	令和 七年 三月三十一日
千医 五九〇三六	佐藤 孝一	令和 七年 三月三十一日
千医 五九〇三七	陳 竑均	令和 七年 三月三十一日
千医 五九〇三八	川上 遥帆	令和 七年 三月三十一日
千医 五九〇三九	古谷 明日佳	令和 七年 四月 一日
千医 五九〇四〇	野村 新太郎	令和 七年 四月 一日
千医 五九〇四一	平原 悠太	令和 七年 四月 一日
千医 五九〇四二	菅野 智裕	令和 七年 四月 二日
千医 五九〇四三	川口 聡一朗	令和 七年 四月 二日
千医 五九〇四四	中村 暦	令和 七年 四月 二日
千医 五九〇四五	齋川 隼之介	令和 七年 四月 二日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 五月 一日

關東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号

氏

名

登録年月日

千齒 二二六九四

竹村 優輝

令和七年三月三十一日

千齒 二二六九五

牧
絃輝

令和七年四月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 五月 一日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
千薬 三五一八五	上田 挙巳	令和 七年 三月 十七日
千薬 三五一八六	杉浦 優美	令和 七年 三月 二十四日
千薬 三五一八七	松倉 裕子	令和 七年 三月 二十五日
千薬 三五一八八	山中 将輝	令和 七年 三月 二十七日
千薬 三五一八九	久方 俊治	令和 七年 三月 三日
千薬 三五一九〇	佐藤 凜子	令和 七年 三月 七日
千薬 三五一九一	安田 敏啓	令和 七年 三月 十三日
千薬 三五一九二	田邊 佳那子	令和 七年 三月 十七日
千薬 三五一九三	原地 美佳	令和 七年 三月 十八日
千薬 三五一九四	天海 絵莉	令和 七年 三月 十九日
千薬 三五一九五	入鹿山 容子	令和 七年 三月 二十六日
千薬 三五一九六	根本 和果	令和 七年 三月 二十八日
千薬 三五一九七	石川 明日香	令和 七年 三月 三十一日
千薬 三五一九八	千葉 史寛	令和 七年 三月 三十一日
千薬 三五一九九	梅沢 大樹	令和 七年 四月 一日
千薬 三五二〇〇	物江 義人	令和 七年 四月 二日
千薬 三五二〇一	伊藤 愛	令和 七年 四月 八日